

鹿 児 島 県 公 報

令和元年6月14日（金）第12号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定予定の通知（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	2
○臨時種畜証明書の交付	（畜産課取扱い）	3
○県営土地改良事業の換地計画の決定	（農地整備課取扱い）	3
○地籍調査の成果の認証	（農地保全課取扱い）	4
○基本測量の実施（2件）	（監理課取扱い）	4
○都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更	（都市計画課取扱い）	4
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	5
○機械警備業務管理者講習実施公告	（生活安全企画課取扱い）	5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 120 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林予定森林の所在場所
指宿市山川岡児ヶ水字清水55番1，字東村1965番1，2068番1，2168番
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 121 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市祁答院町黒木字岩下1202番2，字弘花段2080番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町中津川字大子田前2546番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
鹿児島市・南九州市（以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
鹿児島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第124号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成30年度において臨時種畜検査を行い、種畜証明書を次のとおり交付した。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

家		畜				飼 養 者	
種畜証明書番号	名 前	種 類	品 種	生年月日	等 級	住 所	氏名又は名称
平 30 南 薩 臨 第 1 号	大 花 福 1 9 1	肉用牛	黒 毛 和 種	平成29.1.29	2 級	南九州市川辺町宮	(有)西
平 30 北 薩 臨 第 1 号	茂 忠 陽			29.4.1	2 級	薩摩川内市祁答院町下手	(株)萩原人工授精所
平 30 曾 於 臨 第 1 号	秀 金 福			28.11.7	2 級	曾於市大隅町月野	鹿児島県肉用牛改良研究所
平 30 曾 於 臨 第 3 号	益 華 明			29.1.20	2 級		
平 30 曾 於 臨 第 4 号	金 友 幸			29.2.20	2 級		
平 30 曾 於 臨 第 5 号	松 幸 丸			29.7.10	2 級		
平 30 北 薩 臨 第 2 号	忠 白 清			29.2.17	2 級	薩摩郡さつま町山崎	(有)徳重和牛人工授精所
平 30 北 薩 臨 第 3 号	国 百 合			29.5.11	2 級		
平 30 曾 於 臨 第 2 号	元 気 君			29.6.10	2 級	曾於市末吉町深川	(株)末吉元気牧場
平 30 北 薩 臨 第 4 号	シムコ デーオオダテ 8 2 6 6 - 0 3	豚	デュロック種	30.2.8	2 級	阿久根市折口	(株)シムコ阿久根事業所
平 30 北 薩 臨 第 5 号	シムコ デーオオダテ 6 3 0 1 - 0 7			30.2.24	2 級		
平 30 北 薩 臨 第 6 号	シムコ デーオオダテ 1 3 1 4 - 0 6			30.3.2	2 級		
平 30 北 薩 臨 第 7 号	シムコ デーオオダテ 4 4 0 0 - 1 0			30.4.13	2 級		
平 30 北 薩 臨 第 8 号	シムコ デーオオダテ 4 4 0 0 - 1 1			30.4.13	2 級		
平 30 北 薩 臨 第 9 号	シムコ デーオオダテ 5 4 2 7 - 0 8			30.4.27	2 級		
平 30 南 薩 臨 第 2 号	進 次 郎	肉用牛	黒 毛 和 種	29.6.29	2 級	南九州市川辺町高田	前田兼美

鹿児島県告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第一面縄地区第1換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し

- 2 縦覧期間
令和元年6月17日から同年7月12日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第126号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	平成29年6月12日から平成30年9月25日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市武岡一丁目の一部	令和元年6月3日
鹿児島市	平成29年6月12日から平成30年9月25日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市武岡三丁目の一部	令和元年6月3日
鹿児島市	平成29年6月12日から平成30年9月25日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市南新町，南郡元町，郡元町，宇宿一丁目及び宇宿町の各一部	令和元年6月3日
鹿屋市	平成29年6月29日から平成30年11月20日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市南町及び下高隈町の各一部	令和元年6月3日
鹿屋市	平成29年6月29日から平成30年11月20日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市吾平町下名の一部	令和元年6月3日
長島町	平成29年8月1日から平成30年12月25日まで	地籍図及び地籍簿	長島町蔵之元の一部	令和元年6月3日

鹿児島県告示第127号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業の期間 令和元年7月26日から令和2年3月31日まで
- 3 作業の地域 西之表市，中種子町及び南種子町

鹿児島県告示第128号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）
- 2 作業の期間 令和元年7月26日から令和2年3月31日まで
- 3 作業の地域 伊佐市，さつま町及び湧水町

鹿児島県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類
加世田都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
加世田都市計画区域

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市永利町字笹脇825番1の一部，825番5の一部，825番6の一部，825番7の一部，825番8の一部，864番の一部，867番1の一部，869番2の一部及び878番2
- 2 公共施設の種類，位置及び区域
道路 薩摩川内市永利町字笹脇825番6の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市東開町4番地79
株式会社川北電工
代表取締役 田中陽一郎

公安委員会公告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年6月14日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習の実施期間
令和元年7月30日（火）から同年8月1日（木）まで（講習時間は，午前8時30分から午後5時まで）
- 2 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 3 受講定員
10人（原則として，受付先着順とする。）
- 4 受講申込みの受付等
 - (1) 受付期間及び時間帯
 - ア 期間
令和元年6月24日（月）から同月28日（金）まで
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者等
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条に規定する別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽，無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル，横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

38,000円（38,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）

なお，受講申込書を受け付けた後は，講習手数料は返還しない。

5 その他

(1) 本講習は，一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては，修了考査を実施し，当該修了考査に合格した者に対して，機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては，筆記用具を持参すること。

6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490